

遠軽町告示第43号

公募型プロポーザル方式による受託候補者選定手続の実施について
次の業務における、随意契約の相手方を特定する手続（以下「プロポーザル」という。）
の実施について公示する。

令和6年4月26日

遠軽町長 佐々木 修 一

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 遠軽町文書管理システム導入業務委託

(2) 業務内容

この業務は、遠軽町（以下「町」という。）が導入を計画している文書管理システムに係る導入業務委託を行うものである。

(3) 予定する委託期間

令和6年6月上旬から令和7年3月中旬までを予定する。

※原則、令和6年度中の委託業務となるが、企画提案の内容や業務の進捗状況に応じて期間を変更する可能性あり。

(4) 予定する業務場所

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

(5) 委託業務に係る予算額

32,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内を予定する。

2 参加資格

公示日現在において、次に掲げる要件をすべて満たす企業とする。

(1) 令和5・6年度遠軽町競争入札参加資格者名簿に登載のある者。

(2) 本業務と同種の文書管理システム構築業務を行う体制を有し、過去に地方公共団体への導入コンサルティング実績を有している者。

なお、受託実績がない場合においては、本社、支社、営業所、グループ会社、パートナー会社等の履行実績を踏まえ、本業務の実施体制がそれらの履行体制と遜色なく、本業務を十分に履行できる体制を整えていることを書面により説明できること。

(3) 遠軽町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成17年遠軽町告示第14号）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (4) 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）第3条の規定による競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の遠軽町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 手続等

(1) 関係書類の交付等

このプロポーザルの実施要領及び各種様式等は、町のホームページから入手するものとする。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時30分まで必着とする（郵送の場合にあっても同様とする。）。

イ 提出先

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町総務部総務課

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留）により紙媒体及び電子データ（PDF化しCD-RまたはDVD-Rに保存）を提出すること。

(4) 担当部署

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町総務部総務課庶務担当

電話 0158-42-4811

FAX 0158-42-3688

4 その他

- (1) 最良の企画提案をした者を本業務の随意契約の相手方の候補者とする。
- (2) その他、このプロポーザルに関する詳細は、「遠軽町文書管理システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。